

宇都宮市任意着手方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材や労働者等の計画的な確保等を行うための期間を設定する任意着手方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 建設資機材の調達や労働者の確保等の準備を行う期間で、契約日の翌日から工期の開始期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工期の開始日）前日までの期間
- (2) 工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工期の開始日から工期末までの期間（準備工及び後片付けの期間を含む）
- (3) 全体工期 余裕期間と工期を合わせた期間
- (4) 工期の開始期限日 発注者が設定する工事開始の期限となる日
- (5) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工期の開始日を選択できる方式

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、200万円超の建設工事で、次の各号に該当するもののうち、発注者が必要と認めるものとする。

- (1) 年度内に標準工期を確保できる工事
- (2) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事
- (3) 継続費、繰越明許費、債務負担行為が設定されている場合、当該期間内に標準工期を確保可能な工事

(余裕期間の設定等)

第4条 余裕期間の設定は、工期の30%、かつ、4か月を超えない範囲内で設定すること。

(余裕期間設定工事における取扱い)

第5条 受注者は、工期の開始期限日までの間で工期の開始日を任意に設定し、「事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書」提出時に様式第1号により、発注者に通知しなければならない。

2 余裕期間設定工事における現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐

又は主任技術者をいう。以下同じ。)の選任については、確認申請書類の提出時とする。

なお、余裕期間中は、現場代理人、監理技術者等の配置は要しない。

- 3 余裕期間中は、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工を含め、工事を開始してはならない。

なお、建設資機材の調達、労働者の確保等の工事のための準備については、受注者の裁量で行うことができるものとする。

- 4 余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者の負担とする。

- 5 前払金の請求については、契約締結日から請求することができる。

(入札公告等の記載事項)

第6条 余裕期間設定工事の入札公告は、別紙1のとおり記載する。

(特記仕様書等の記載事項)

第7条 余裕期間設定工事において適用する特記仕様書は、別紙2のとおりとする。

(契約等手続)

第8条 契約等の手続に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、工期の開始日から工期末とし、余裕期間は含まない。

- (2) 契約保証については、全体工期を対象とすること。

- (3) CORINSの登録については、工期は全体工期で、現場代理人、監理技術者等の従事期間は工期(工期の開始日から工期末)で登録するものとする。

(技術者が工期の開始日に配置できない場合の対応)

第9条 受注者が、確認申請書類提出時に選任した監理技術者等を配置できない場合、同等以上の技術者等を配置すること。

なお、同等以上の技術者等の配置ができない場合には、宇都宮市入札参加停止措置要領に基づき、入札参加停止措置を行うものとする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

工期開始日通知書

令和 年 月 日

宇都宮市長 様

住 所
商号又は名称
代表者の職氏名

次のとおり工期の開始日を定めたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工期の開始日	令和 年 月 日
工 期	工期の開始日 から 令和 年 月 日まで

- ※ 本通知書は、「事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書」の提出時に提出すること。
- ※ 契約書には、本通知書により通知した工期を記載すること。

別紙 1

入札公告等記載事項

本工事は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達や労働者の確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した任意着手方式の工事である。発注者が示した工期の開始期限日までの間で、受注者は工期の開始日を任意に設定することができる。

なお、落札候補者は、事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書提出時に、宇都宮市任意着手方式試行要領様式第 1 号により、工期の開始日を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない建設資機材等の準備を行うことができるが、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工を含め、工事を開始してはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

工期：工期の開始日から起算して 日間

工期の開始期限日：契約締結日の翌日から 日間

別紙2

特記仕様書等記載事項

工 期 工期の開始日から起算して 日間
(工期の開始期限日：契約締結日の翌日から 日間)

(任意着手方式)

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達や労働者の確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した任意着手方式の工事である。発注者が示した工期の開始期限日までの間で、受注者が工期の開始日を任意に設定することができる工事である。なお、落札候補者は、事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書提出時に、様式第1号により、工期の開始日を通知するものとする。

余裕期間内は、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない建設資機材等の準備を行うことができるが、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工を含め、工事を開始してはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

2 契約締結後において、工期の開始日の変更の必要が生じた場合には、受発注者間で協議の上、工期に係る変更契約を締結することにより、工期の開始日を変更することができる。

3 コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の開始日から工期末）とする。